

宍粟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

宍粟市公平委員会委員長

釜田道夫



宍粟市公平委員会規則第1号

宍粟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

宍粟市職員の管理職員等の範囲を定める規則（平成17年宍粟市公平委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長部局	本庁	参事 会計管理者 部長 局長 次長 課長 事務長 副課長 室長 所長 副所長 秘書係長 企画調整係長 人事係長 行政係長 財政係長
	市民局・出張所	市民局長 市民局副局長 次長 課長 所長 副課長
教育委員会	事務局	部長 次長 課長 副課長 所長
	教育機関	所長 園長 館長 副館長 副園長 副所長

」

を

「

市長部局	本庁	参事 会計管理者 部長 局長 次長 課長 事務長 副課長 室長 所長 副所長 秘書係長 政策推進係長 企画調整係長 人事係長 行政係長 財政係長
	市民局・出張所	市民局長 市民局副局長 次長 課長 所長 副課長
教育委員会	事務局	部長 次長 課長 副課長 所長 教職員係長
	教育機関	所長 園長 館長 副館長 副園長 副所長

」

に改め、同表備考中第9項を削り、第10項を第9項とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。